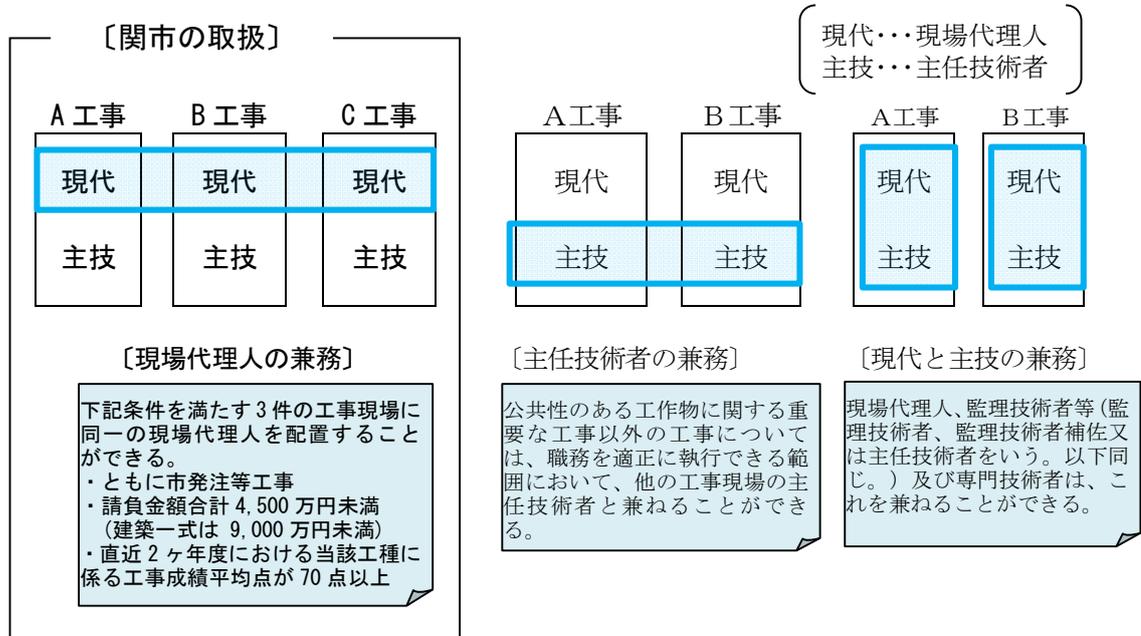


市発注工事における現場代理人・主任技術者等の兼務配置

(令和7年4月1日 最終改正)

●現場代理人と主任技術者の兼務配置が認められる場合の例

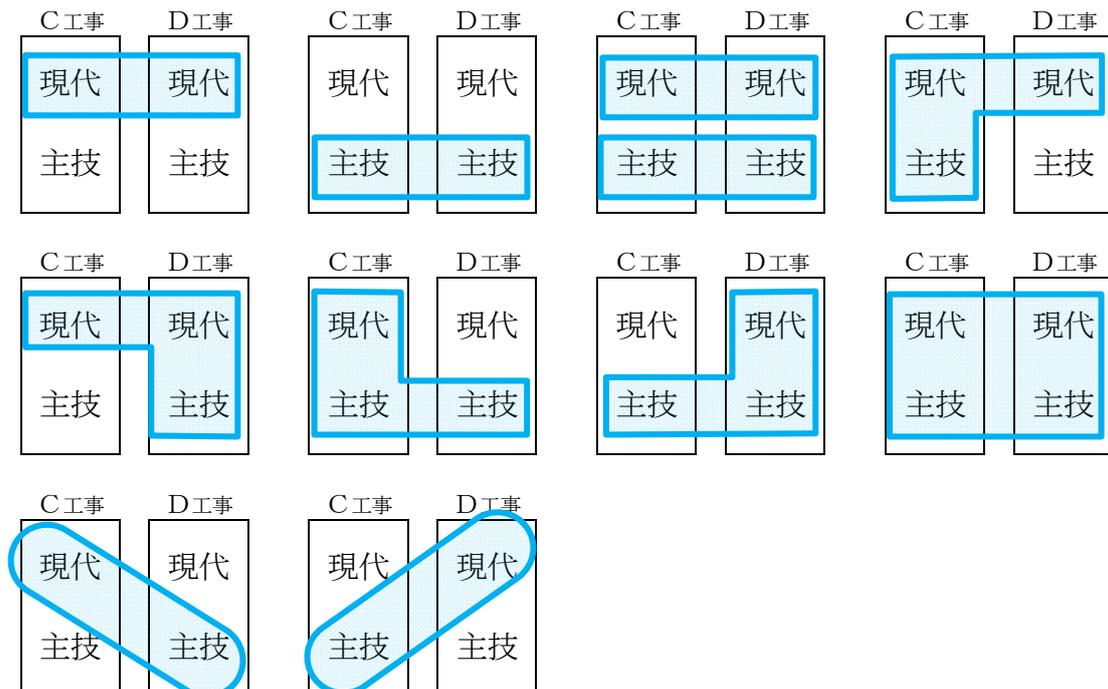


<複合的な兼務の事例>

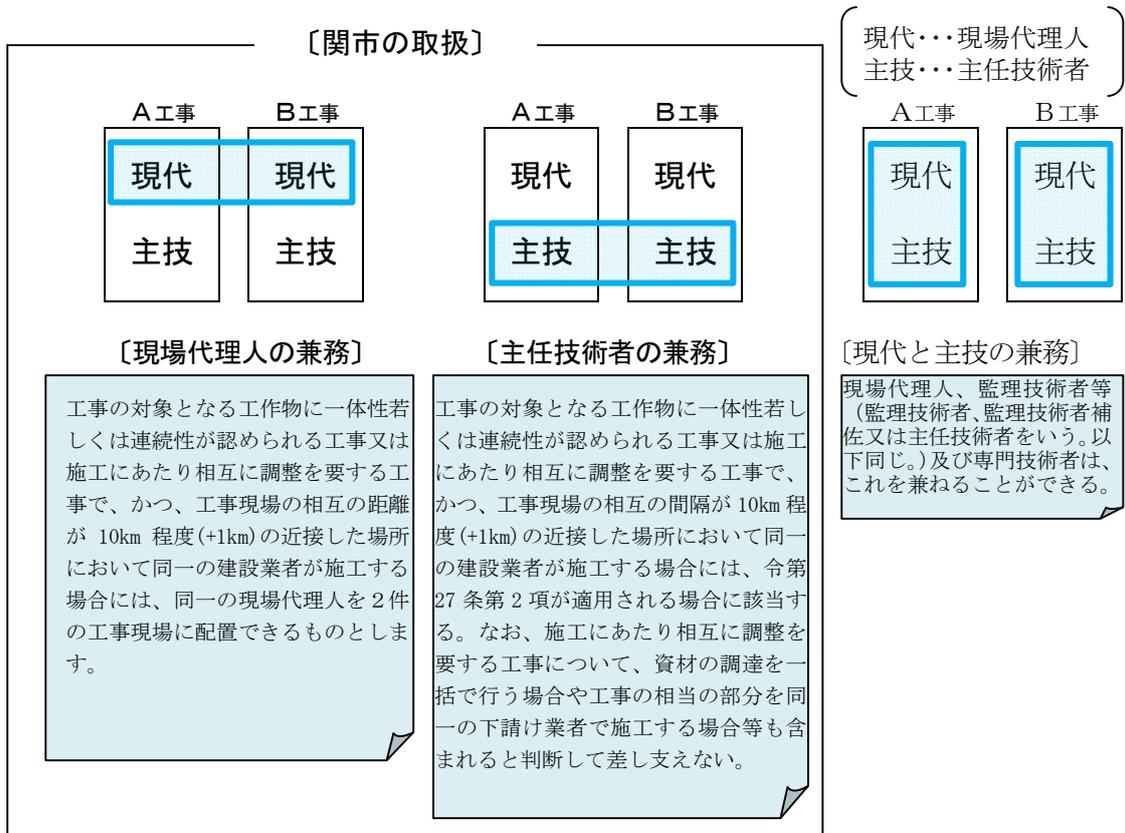
上記の規定または要件をすべて満たす場合には、次のような複合的な兼務も認められる。

※ で囲まれた現代及び主技を同一人が兼務することを認めている。

【兼務が認められる場合】



● 10km 程度の近接した工事の場合



2 工事の工事金額による、複合的な兼務の事例

上記の規定または要件をすべて満たす場合には、次のような複合的な兼務も認められる。

(1) 2 工事とも 4,500 万 (建築 9,000 万) 未満

【兼務が認められる場合】

C 工事・・・4,500 万 (建築 9,000 万) 未満
D 工事・・・4,500 万 (建築 9,000 万) 未満

